

スーパーシティ プライバシー保護の原則（案）

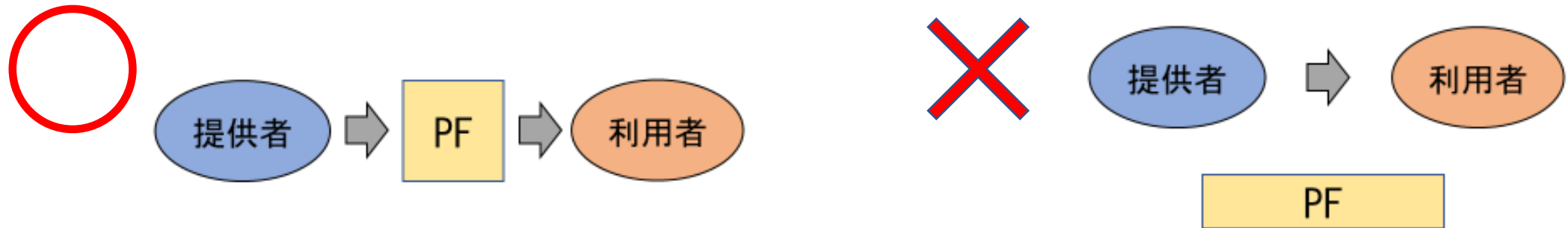
英知法律事務所
弁護士 森 亮二

スーパーシティに求められるプライバシー保護の原則

1. 当事者の原則
2. 同意取得の原則
3. 提供制限の原則
4. 再提供制限の原則
5. パーソナルデータの原則
6. 透明性の原則
7. 本人関与の原則

1. 当事者の原則

- PF（都市OS）は、データ提供者からデータの提供を受け、これをデータ利用者に提供する当事者となるべきである。楽天やAmazonのようなマッチングプラットフォームとなるべきではない。
- マッチングプラットフォームは場の提供者に過ぎず、データの内容及び適法性に一次的に責任を負う立場にない。個人情報は適法に提供でき、②データ利用者には安心してデータをPFに提供でき、①データ利用者には安心してデータをPFに提供できる。



- 原則の例外
 - 個人情報ではない産業用データ等については、マッチングプラットフォームも許容されるのではないか。

2. 同意取得の原則

- PFが取得する個人情報については、PFが取得することについて、本人の有効な同意の得られたものであること。
- 仮に同意なくPFが勝手に取得して流通させることになると住民は不安を感じるのではないか。
- 同意の取得は、データ提供者が行うことも、PFが自ら行うことも認められる。
- 「完全な行政サービスを受けるためには同意が必要」等の条件を設定すると同意の有効性が失われるおそれがある（同意しない住民が不利益をうけてはいけない）。
- 原則の例外
 - 個人情報保護法において本人の同意なく第三者提供が許容される場合（法令に基づく場合、生命・身体・財産保護、公衆衛生向上等）には、例外的に同意不要とすることができるのではないか。

3. 提供制限の原則

- PFから個人情報の提供を受けるデータ利用者には、一定の資格（Pマーク等）を要求すべきであること。
- PFから、安全管理措置の不十分なデータ利用者や悪意のあるデータ利用者等の手に個人情報が渡る可能性がある場合、PFは住民の信頼を得られないのではないか。
- 原則の例外
 - 適切な匿名化（匿名加工情報、統計情報等）を行ってPFが提供する場合には、資格を要しないとすることができるのではないか。

4. 再提供制限の原則

- PFから個人情報の提供を受けたデータ利用者に対して再度の提供を制限すべきであること。
- 提供を受けるデータ利用者を限定したとしても、そこから再提供が行われれば、安全管理措置の不十分な主体や悪意のある主体によって取得される可能性があることとなり、提供制限の原則の趣旨が損なわれる。
- 原則の例外
 - データ利用者としての資格を持つものに対する再提供は許容されるのではないか。

5. パーソナルデータの原則

- プライバシー原則の対象となる情報は、個人情報保護法に定義される個人情報（以下「パーソナルデータ」という。）を含むこと。
本よりも広くできる情報等（以下「パーソナルデータ」という。）を含むこととする。
- たとえばクッキーに紐づくウェブ閲覧履歴データは、その流通の段階で容易に個人情報になりうるものであるが、個人情報と見なされる以前の段階で本プライバシー原則の対象として保護をうけることが適切ではないか。
- データ提供者、PFのいずれも本人との接点がないことがあるため、同意原則の適用においては（本人同意の取得手続きについては）考慮を要する。
- 「東京都官民データプラットフォーム」においても同様の原則が採用される見込みである。

6. 透明性の原則

- 自分の情報が誰に提供され、どのような利用目的で利用されており、安全管理措置はどうなっているか等について、住民が知ることができるようになってきていること。
- 具体的には、以下のような措置が適切ではないか。
 - PFについて、仕組みやデータ利用者の制限等のルールについて広く公表すること
 - 個人や事業者からの問い合わせ、開示請求、相談等を受け付けるための窓口を設け、これらがあった場合の対応プロセスを定めておくこと
- 自分の情報に関する上記のような状況が分からなければ、住民はPFを介した個人情報の流通に不安を感じるのではないか。

7. 本人関与の原則

- 住民が自己の情報について訂正・削除等を求めることができるようになってきていること。
- 具体的には、PFは、訂正の求め、第三者提供停止の求めおよび利用停止・消去の求めに広く対応すべきではないか。
- 本人関与について、法令により住民には一定の権利が認められているが、法令より広くこれらの権利を与えられることが住民のPFへの信頼につながるのではないか。